

平成26年度第2回二宮町障害者福祉計画策定委員会次第

日時 平成26年10月29日(水)

場所 二宮町町民センター3階

3Bクラブ室

時間 午後1時30分～

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

1. 二宮町障害者福祉計画の策定について

(4) 閉会

二宮町障がい者福祉計画
—ともに生きる二宮を目指して—
骨子案

平成26年10月

目 次

第1章 現況編	1
1. 本町の概況	1
2. 障がい福祉の現況.....	2
第2章 計画編（障害者福祉計画）	6
1. 全体計画	6
1-1 計画の趣旨.....	6
1-2 計画の全体像.....	10
2. 分野別計画	13
2-1. 施策の体系.....	13
2-2. 分野別施策.....	16
第1 すべての人がともに生きる社会の基盤づくり.....	16
第2 その人らしい生活への支援.....	23
第3 療育・教育の充実、就労への支援	34
第4 社会参加への支援.....	39
第3章 障がい福祉計画.....	46
第4章 計画の推進のために.....	46
1. 計画の推進体制	46
2. 計画の進行管理及び評価.....	46

第1章 現況編

1. 本町の概況

位置・自然

本町は、神奈川県南西部で相模湾に面し、東京からの距離は約70km、東西の幅は3.3km、南北は約3.8km、総面積9.08平方キロメートルの町です。東は大磯町、北は中井町、西は小田原市に隣接しています。比較的小規模な町の東西にはJR東海道線、国道1号線、西湘バイパス、小田原厚木道路、南北には県道秦野二宮線が走り、それぞれの町道と連結して町民の利便に供されています。

二宮町の名称は、町内に存在する川匂神社が寒川神社の相模国「一の宮」に対して「二の宮」と称され、地域の鎮守として、多くの人々から信仰されていたことに由来するとされています。年間を通じて気候が温暖で、山と海に囲まれており、昭和40年前後から丘陵地において宅地造成が進み、豊かな自然環境と歴史・文化が身近に感じられる「長寿の里」として発展してきました。

本町はスポーツや文化活動、海や緑と触れ合うことができる拠点等がJR二宮駅を中心にコンパクトに集まっており、豊かな緑を残している一方、丘陵地が多く、山坂が多い環境は、車椅子やベビーカー、足腰の弱い方々には移動しにくい条件ともいえます。

地域社会 ー協力と支え合いによる福祉のまちづくり

本町の人口は、高度経済成長期から住宅地造成に伴って急速に増加してきました。平成7年の国勢調査では人口は3万人を超えましたが、最近では横ばい傾向に転じ、平成25年10月1日現在29,036人となっています。

年齢別には、15歳未満の年少人口が減少している一方で、65以上の高齢人口が増加し、少子高齢化が進んでいます。本町で最も人口比率が高いのは60歳代の方々です。今後、一層少子高齢化が進むことが予想されます。

また1世帯当たり人員は2.52人（平成25年10月1日現在）と、世帯規模の縮小化が進んでいます。

本町は、他地域に通勤・通学する町民が多く、昼間人口比率が低い状況にあります。町民の通勤・通学先は、近隣都市のほか、東京・横浜方面にも広がっています。今後の福祉を考える上でも、町民の生活圏の広域化を前提に考えていく必要があるといえます。

町民意識調査（平成23年）では85.7%の人が「二宮町に住み続けたい」と回答しており、定住意向が非常に高いことがわかりました。

本町は、平成25年に「第5次二宮町総合計画」を策定し、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治体経営の力」の3つの連携と総合力によるまちづくりを理念とし、「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を将来像に掲げています。障がい者福祉を考えていく上でも、障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活できるよう、協力と支え合いによる福祉のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

2. 障がい福祉の現況

(1) 障害者手帳を持つ町民の概況

○全体の概況

本町で、障害者手帳を持つ町民の数は、平成25年4月1日現在、1,295名となっています。身体、知的、精神いずれの障がいも近年増加傾向にあります。

■本町における障がい者数の推移～障害者手帳所持数～

(単位:人)

年度	身体 障害	視覚 障害	聴覚 障害	音声 障害	内部 障害	肢体 不自由	知的 障害	精神 障害
15	821	58	49	7	186	521	98	-
16	857	55	76	8	195	523	111	-
17	853	55	73	8	196	521	114	-
18	881	55	70	5	211	540	116	74
19	909	51	73	5	227	553	132	79
20	923	49	76	4	238	556	143	90
21	950	46	78	7	253	566	153	102
22	947	45	82	7	248	565	151	126
23	952	48	82	8	261	553	152	142
24	969	54	84	10	263	558	164	160
25	971	54	85	10	263	559	165	159
26	972	51	86	8	280	547	167	182

資料・本町福祉課(各年4月1日)

○身体障がい

身体障害者手帳を持つ町民は、高齢化とともに年々増加してきており、平成26年10月1日現在、976名となっています。

障がい別には、内部障害が29.7%と最も多く、下肢が26.1%、上下肢（体幹）19.6%がこれに次いでいます。続いて、上肢9.6%、聴覚障害8.8%、視覚障害5.3%、音声・言語障害0.8%となっています。

程度をみると、1・2級の重度者が過半数を占めています。

■身体障がい者数

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計(人)	(%)
視覚	14	17	6	4	8	3	52	5.3
聴覚	4	22	14	13	0	33	86	8.8
音声・言語	0	0	4	4	0	0	8	0.8
上肢	27	25	16	14	8	4	94	9.6
下肢	6	29	76	121	17	6	255	26.1
上下肢(体幹)	76	59	27	16	7	6	191	19.6
内部	211	1	21	57	0	0	290	29.7
(内部障害内訳)								
心臓機能障害	135	0	13	15	0	0	163	
腎機能障害	71	1	0	0	0	0	72	
呼吸器機能障害	4	0	8	5	0	0	17	
膀胱・直腸機能障害	1	0	0	35	0	0	36	
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1	
免疫機能障害	0	0	0	1	0	0	1	
合計 (人)	338	153	164	229	40	52	976	100.0
(%)	34.6	15.7	16.8	23.5	4.1	5.3	100.0	

資料：本町福祉課(平成26年10月1日)

○知的障がい

療育手帳を持つ町民は、平成26年10月1日現在、173名となっています。程度別には、A1・A2が35.8%を占めています。

近年は自閉症をはじめ、発達障がい、学習障がい、多動性障がい（ADHD）など、障がいの多様化が注目され、一人ひとりの状況にあった対応の必要性、早期からの専門的な対応、温かく豊かな社会関係の中で育ち、暮らし、活躍できる環境づくりの重要性が認識されています。

■知的障がい者数

	A1	A2	B1	B2	合計
療育手帳所持者(人)	35	27	54	57	173
(%)	20.2	15.6	31.2	32.9	100.0

資料：本町福祉課(平成26年10月1日)

○精神障がい

精神障害者福祉手帳を持つ町民は、平成26年10月1日現在、183名で近年増加傾向にあります。精神・神経科への通院医療助成承認数は、同年現在で371件です。

ストレスの高い社会経済環境の中、メンタルヘルスへの注目はますます高まりつつあります。「ひきこもり」などの問題も、精神疾患と社会的な要因の両面からとらえる必要性が認識されています。医療機関・職場・学校・家庭・地域・個人が、障がいへの理解を高め、個々の状況に応じた対応ができるよう、それぞれの場面で努力していく必要があります。

本町には、精神・神経科のある医療機関はありません。今後も一層広域的に医療機関や保健機関と連携を図る必要があります。

■精神障がい者数

単位：人

自立支援医療 の精神通院	精神保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	総数
371	28	119	36	183

資料：本町福祉課（平成26年10月1日）

(2) 障がい福祉の視点から見たまちの環境

●福祉のまちづくりの視点から

山坂が多い環境は、緑の環境や公園整備には魅力ですが、車椅子や足腰の弱い方にはハンディがあります。歩道の段差解消や障害物除去にも課題が残っています。

町では「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に則って、駅周辺、公共施設、主要な公園を手はじめに逐次、バリアフリー化を進めています。またJR二宮駅にエスカレーター・エレベーターが設置され、利用しやすくなっています。町内を循環するコミュニティバスの運行やデマンドタクシー（にのタク）運行など、町民の移動手段の確保、利便性の向上を進めています。

今回のアンケートでは、障害者手帳を持つ町民の4分の1がほぼ毎日外出していることが分かりました。外出時に困っていることとして「バス、電車、タクシー等の乗り降りが困難・不便」、「歩道が狭い、道路に段差がある等で不便」、「車、自転車に危険を感じる」等が挙げられています。文化活動やスポーツ、生涯学習、買い物など、積極的な活動意欲もみられます。

今後も、車椅子や白杖でも安心して自由にまち中で活動できるよう、駅や公共施設での点字ブロック、トイレあるいは歩道の段差解消など、一層の整備が望まれています。駅やバス停から公共施設までのスムーズな移動の確保も課題です。また障がい者や高齢者だけでなく、誰もが社会参加できるように、福祉のまちづくりを目指します。

●支え合う地域社会の視点から

町や社会福祉協議会は、地域での支え合いを推進してきました（ふれあい福祉大会の開催、ボランティアの育成・登録・連絡体制づくりなど）。点字、手話、誘導、送迎など障がい福祉分野のボランティアグループの結成や参加が進んできていますが、今後の人材の育成も課題となっています。

町には町民センター、保健センター、駅前町民会館、生涯学習センター・ラディアンなど集いの場が広がっていますが、老朽化により町全体でとらえた施設の再編が必要となっています。誰もが使いやすい公共施設を目指します。

生活の中では、学校教育の中に積極的に福祉教育が取り入れられるようになってきました。また平成15年度の支援費制度の導入以降、障がい者福祉においても生活ニーズに応じたサービスを利用して自立的に暮らすことへの認識が高まっている面もあります。

しかし、障がいの方々が、地域社会の中で多くの人々と自然にふれあっていくためにはまだ課題があるのも事実です。今後は障がいへの理解をより一層高め、全ての町民が安心して生活できるまちに向けて取り組んでいくことが必要です。

第2章 計画編 (障害者福祉計画)

1. 全体計画

1-1 計画の趣旨

(1) 計画策定の主旨と目的

本町では、障害者基本法に基づく「二宮町障害者福祉計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）と、障害者総合支援法に基づく「第1期二宮町障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）、「第2期二宮町障害福祉計画」（平成21年度～平成23年度）、「第3期二宮町障害福祉計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）を策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国は平成19年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に署名しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者の権利に関する条約第2条）とする障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。その他にも「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月）が施行されるなど、この10年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されて

います。

これらを踏まえて、県においては、平成25年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者施策を総合的に推進しています。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本町の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、「二宮町障害者福祉計画」と「第3期二宮町障害福祉計画」を同時に見直し、一体的に策定するものです。

本計画は、障がいのある人もない人も、将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会」づくり（ノーマライゼーション）を推進することを目的とします。

(2) 計画の対象

本計画は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳）を持つ町民への対応を直接的な対象としつつ、心身機能に障がいを感じ、社会的な対応を必要とする状態を広く視野に入れた計画とします。

障がい福祉の問題は、障害者手帳を持っている人々だけの問題ではなく、我が身にあてはめて、障がい者を取りまく社会の一員として、誰もが認識しなければならないことです。本計画は、「障がいをもつ人のための計画」であることはいままでもなく、「障がい」と向き合う社会、町民一人ひとりのための計画と考えます。

(4) 計画の位置づけと計画期間

① 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定されている「二宮町障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定されている「二宮町障害福祉計画」に相当するものです。

「二宮町障害者計画」は福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考えや方向性を定める計画です。「二宮町障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画です。

「二宮町障害福祉計画」は3年ごとに策定をしていますが、「第3期二宮町障害福祉計画」が平成26年度で終了することから、平成27年度からの「二宮町障害者福祉計画」と一体的な計画とすることとします。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)
性格	・障がい者の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画 ・長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした二宮町総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

【参考】

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

本計画は、次のような諸計画との連動を基本とします。

- ◆「第5次二宮町総合計画」及び、町内の関連する諸計画
- ◆国の障害者基本法（平成23年8月5日一部改正法施行）及び障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）
- ◆神奈川県「かながわ障害者計画」「神奈川県障害福祉計画」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「かながわ健康プラン21」
- ◆湘南西部地区・地域保健医療計画

②計画期間

平成27年（2015年）～平成36年（2024年）の10年間を計画期間とします。

ただし、「二宮町障害福祉計画」に相当する部分については、3年ごとに見直しを行います。

また、国の法律の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(5) 計画の構成

本計画は、大きく『全体計画』、『分野別計画』、『障がい福祉計画』からなります。『全体計画』は、本町が目指す障がい福祉の目標像及びこれを達成する為の方針、すなわち二宮町における障がい福祉の「ビジョン」です。『分野別計画』は、住まい、教育、就業、交流・参加等々、障がい者の方々の生活を構成する各分野にビジョンを具体的に反映させていくための「プラン」です。『障がい福祉計画』は障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示した部分です。

1-2 計画の全体像

(1) 本町が目指すこれからの障がい福祉の姿（目標像）

本町では、平成15年度以降「二宮町障害者福祉計画」の中で「ノーマライゼーション」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

その上で、障がいの有無に関わらず、全ての町民が生きがいに満ち希望ある暮らしを続けられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざすことを本計画の基本理念に定めます。

二宮町の障がい福祉＝ともに生きるまちづくり

◆障がい者の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じたきめ細やかな支援システムがある。

目標①生活圏の中の必要な施設・サービス

日々利用できる生活支援サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等
町内外の多様な施設の利用	入所・通所施設、自立訓練、医療、文化・スポーツ施設等
住み慣れた町での安心できる生活	グループホーム、施設入所支援 等

目標②有効で納得できるサービス利用体制

利用者本位のケアマネジメント体制	相談支援体制（専門的見地からの助言、障がい者相互の相談等）
サービス需給をめぐる情報システムの確立	施設・サービス情報の提供、権利擁護等

◆安心して、生き生きと交流・参加・活動できるまちがある。

目標③生き甲斐のある就労環境

雇用の促進	就労移行支援、就労継続支援、就労の場の確保と斡旋、事業者と障がい者のための相談支援体制等
多様な就労の場	福祉的就労施設、町中の事業所（商工、農、情報サービス等）、在宅就労等

目標④参加と交流の場・機会

心豊かに活動を楽しむ場所と機会	文化・スポーツ活動、生涯学習、レクリエーション等
地域社会の一員として参加・活動できる環境	一般市民の理解、交流の場所と機会づくり等

目標⑤障がい者への対応が行き届いた環境

自然に自由に活動できるまちの環境	福祉のまちづくり（公共施設・交通機関・まちのバリアフリー化）
安全を支える仕組み	防災・防犯体制、緊急通報システム、緊急医療体制等

(2) 目標像達成のための方針

① 社会環境変化への対応

- ◇みんなで支え合う時代へ：自助、共助、公助で支える地域福祉、限られた財政状況をともに乗り切る時代へ
- ◇個人主体のサービス利用の推進：自己決定の尊重及び意思決定の支援、当事者本位の総合的な支援

② 一人ひとりの障がいの状況や生活に配慮した総合的な支援

- ◇地元地域の中で：自宅での「私らしい」生き生きした生活とともにある地域の地域を大事に
- ◇生活圏の広域を踏まえて：誰もがのびのび行動出来るよう、多様な選択を支えられるよう、広域連携による支援体制へ
- ◇人生の流れに沿って：乳幼児～学齢期～青年期～中高年期～老年期まで、ライフステージに応じた適切な支援が、切れ目なく総合的に受けられるように

③ 多様な主体の連携・協力による支援の充実

- ◇民間の活力を主役に：サービス事業者の活用、ボランティアの活用
- ◇適切なコーディネート：効率的で有効なサービス需給体系の確立
- ◇公的機能の見直しを：「ともに生きるまち」づくりに向け、地域コミュニティの活性化へ

④ 新たな分野への対応

- ◇全ての障がいへの対応へ：個々の障がい特性に配慮した支援へ
- ◇あらゆるサービスに係る利便性の向上：自立的な社会参加を促進するための、ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化へ

⑤ 基幹型総合相談支援窓口*の設置検討

◇当事者の自己選択・自己決定が尊重されるように：一人ひとりに対応したわかりやすい情報の提供、専門的な支援

◇当事者・家族が安心できるように：相談支援窓口の周知、情報の一元化、意思疎通支援の充実

* 基幹型総合相談支援窓口…障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかる様々な情報を一元化し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

2. 分野別計画

2-1. 施策の体系

第1 ともに生きる社会の基盤づくり

1 障がいの予防と健康づくり

障がいの予防と軽減

- └── 障がいの予防
- └── 障がいの軽減

個々の状況に応じた適切な健康づくりの推進

- └── 障がい者のための保健医療体制の確保
- └── 介助者の健康づくりへの支援

2 ともに生きる地域社会の基盤づくり

ともに生きるまちの基盤づくり

- └── 障がい及び障がい福祉への理解の促進～心の壁・情報の壁の除去～
- └── 支え合うまちづくりへの参加の促進

社会的支援体制の確立に向けて

- └── 障がい福祉への対応力の強化
- └── 経済的な負担の軽減

第2 その人らしい生活への支援

1 生活の場、日中活動の場の確保

安心できる生活の場づくり

- └── 多様な生活の場の確保
- └── 快適な生活環境づくり

活動場所の確保

- └── デイサービス機能施設（日中の通い場所）の確保
- └── 個々の状況に即した安心と可能性の拡大

2 相談支援、サービスの充実

在宅サービスの充実

- サービス提供体制の充実
- 各種在宅サービスの一層の充実

利用者本位のサービス利用体制への展開

- 利用者本位のサービス選択・利用体制の確立

3 暮らしの安心・安全

緊急対応体制の確立

- 緊急情報の受発信システムの拡充
- 緊急医療体制の確保

地域での安全体制の充実

- 地域ぐるみでの安全の確保
- 地域防災体制の確立

暮らしの安心を支える

- 権利擁護の推進

第3 療育・教育の充実、就労への支援

1 療育・保育・教育の充実

障がいの発見と受容へのサポート

- 障がいの発見機会の充実

就学前—療育・保育環境の確保

- 地域療育機能の形成

学齢期—個々に応じた教育機会の確保

- 個々に応じた教育の場の確保
- ともに生きる教育の推進
- 子どもの悩みに添う体制づくり

障がい児を持つ家庭への支援

- 地域での仲間づくりの推進
- 障がい児対応の放課後体制づくり
- 在宅サービス利用の推進

2 就労への支援

自立のための力をつける

└── 就労のための訓練の促進

多様な就労の場の確保

└── 福祉的就労の場の拡充

└── まちの中での多様な就労の場の確保

障がい者の就労を支える仕組みづくり

└── 無理のない安全な就労のために

└── 生きがいの支援

一般就労者の支援

└── 企業への誰にも優しい職場環境づくりの働きかけ

第4 社会参加への支援

1 文化・スポーツ活動への支援

様々な活動の場づくり・機会づくり

└── 障がい者の参加を促進する環境づくり

└── 多様な活動機会の拡充

活動支援体制の充実

└── 情報面での支援

└── 活動面での支援

2 移動・情報・意思疎通・まちづくりへの支援

地域での参加・交流の促進

└── 地域社会への参加の促進・交流型の地域社会づくり

└── 交流・参加の場づくり

参加・交流のための支援の促進

└── バリアフリー化の推進

└── 移動のための仕組みづくり

└── 情報コミュニケーションのための仕組みづくり

2-2. 分野別施策

第1 すべての人がともに生きる社会の基盤づくり

本町は、全ての町民が生涯を通じて健康で活躍できるまちを目指しています。

病気やけが、加齢によって心身機能が減退することは、誰にでも起こりうることです。障がい予防・軽減し、たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域でその人らしい生活が維持できる社会づくりが求められます。

支援費制度の施行以降、当事者が主体的にサービスを選択して利用できるようになりました。また、住民に身近な市町村がサービスの窓口を務めるようになりました。

障がいの重度化、本人・家族の高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しています。様々な場面で主体性を発揮していけるよう、当事者のみならず、行政や福祉関係団体、民間事業者、一般町民も障がいへの理解を深め、連携を図りながら対応していけるような力をつけていく必要があります。

障がいがある人もない人も、一人ひとりの状況に応じた対応力を発揮できるような社会づくりに努めます。

(1) 障がいの予防と健康づくり

現況と課題

本町には、障害者手帳を所持されている人が1,300人以上（総人口の4%以上）おられます。障害者手帳の等級でみると、その内の半数以上が重度です。障害者手帳を持たなくても、心身の機能に不安を抱える町民は少なくありません。障がいは、誰にとっても他人事ではないといえます。

また高齢化が進む中、町民の健康への関心が高まっています。病気やけが、加齢による心身機能の減退は誰にとっても起こりえます。障がいへの適切な対応、支援は、町民すべてにとって安心を与えることとなります。

障がいの原因となる生活習慣病などの予防については、町では、これまでも町民の健康診断や健康増進活動、各種健康教室などをすすめてきました。町民の健康志向の高まりとともに、健康教室や健康相談等への参加者は増加傾向にあります。また健康づくり普及委員や食生活改善推進員等を中心にして、地域に根差した健康づくりの活動が展開されています。今後は更なる町民の参加と担い手の育成などに力を入れていく必要があります。

住宅改造や日常生活用具の導入と連動させた効果的な取組を検討し、自立的な生活を支援していく必要があります。

本町には、大きな病院がなく、診療科も限られているため、町外に入院・通院することも多いのが実情です。また、当事者の高齢化に伴い、医療ケアの必要な方が増えており、民間事業所においても課題となっています。関係機関の広域連携体制を持つとともに、健診も含め、身近な地域の中で気軽に安心して受診できるよう、地元の保健医体制との連携を深めていく必要があります。

精神障がいは、今後ますます社会的な対応を強めるべき分野です。厳しい社会経済情勢、複雑な人間関係が心の傷につながることもあります。病気や障がいに本人・家族のみならず周囲の理解が進んでいない状況もあります。町民の心の健康に対する意識を高め、気軽に相談できるような体制づくり、社会的な支援体制づくりなど、今後重点的に整備を進めていくべき分野です。

【アンケートより】

■障がいの主な原因

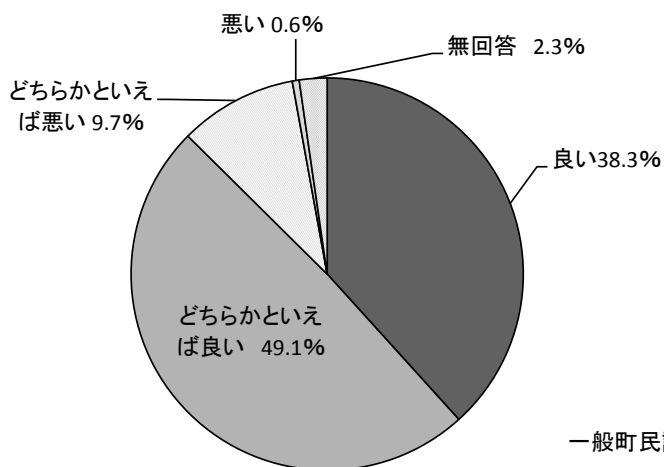
…内臓疾患や脳血管の病気等が挙げられている。

分類	項目	身体障がい		知的障がい		精神障がい	
		件数	%	件数	%	件数	%
病気	糖尿病	37	7.2	1	1.3	2	1.9
	脳血管の病気	64	12.4	2	2.6	5	4.8
	眼の病気	21	4.1	1	1.3	1	1.0
	耳の病気	32	6.2	1	1.3	2	1.9
	神経系の疾患	21	4.1	3	3.9	10	9.5
	進行性筋ジストロフィー	1	0.2	0	0.0	0	0.0
	脳性マヒ	8	1.6	3	3.9	1	1.0
	リウマチ性疾患	21	4.1	0	0.0	1	1.0
	内臓疾患	72	14.0	1	1.3	1	1.0
	その他の病気	113	21.9	19	25.0	22	21.0
出産前後障がい	出産時	10	1.9	7	9.2	3	2.9
	先天性疾患	27	5.2	14	18.4	0	0.0
	その他	12	2.3	4	5.3	4	3.8
事故	交通事故	16	3.1	1	1.3	3	2.9
	労働災害	10	1.9	1	1.3	2	1.9
	その他の事故	15	2.9	0	0.0	0	0.0
その他	原因不明	71	13.8	28	36.8	47	44.8
	その他	49	9.5	3	3.9	21	20.0
	回答者数	516	100.0	76	100.0	105	100.0

*複数回答あり

■一般町民の身体的な健康状態（ここ3か月以内）

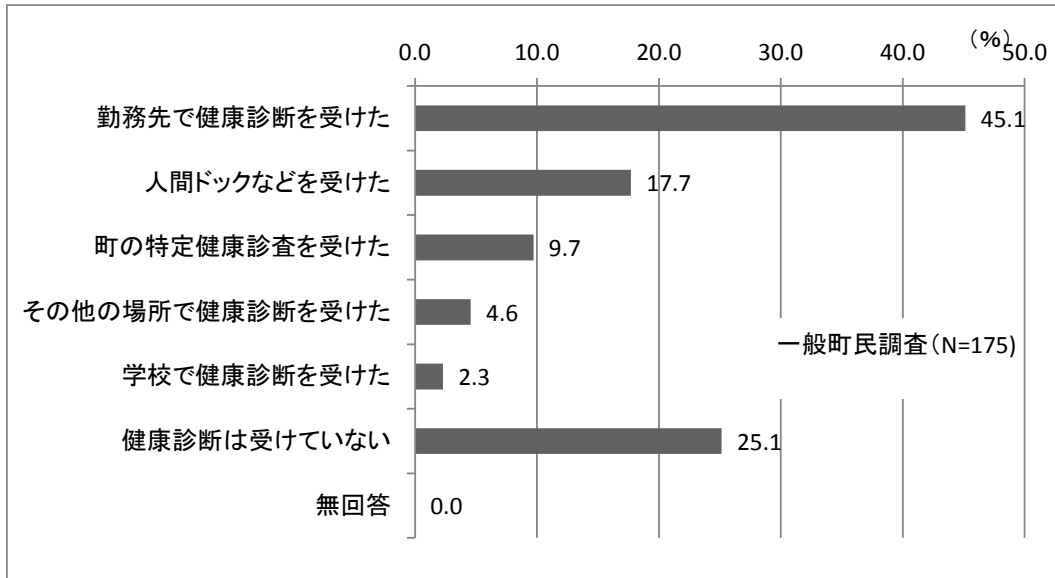
…大半は良いと回答しているが、「どちらかといえば悪い」「悪い」と回答している人も1割いる。



一般町民調査 (N=175)

■一般町民の健康診断の受診状況（過去1年間）

…勤務先での健康診断を中心に大半の人が受けているが、4分の1は受けていない。



【グループインタビューより】

- 診療科が少なく、専門性のある病院を受診するためには町外に行かなければならず不便である。（当事者・家族）
- 通院サポートなど、安心して医療にかかる体制の充実を図ってほしい。（当事者・家族）
- 入所施設で医療的ケアの必要な利用者が増えており、対応が課題となっている。今後在宅者においても医療的ケアのニーズが高まっていくと考えている。（事業者）
- 制度上、医療ケアは事業者には制限があり、事業者が対応できる範囲は狭い。二宮町だけの問題ではないが、今後検討していかないといけない課題である。（事業者）
- 小規模事業者は、地域の中でのきめ細かなサービスに対応できる一方で医療面での体制に課題があるので、他の事業者や関係機関とも連携を図っている。（事業者）

施策の方向

町民一人ひとりの自主的な健康増進活動・健康管理など、障がいの予防と軽減に関わる活動を振興するとともに、障がいに応じた保健医療体制を確立し、障がい者の健康を支援します。

(2) とともに生きる地域社会の基盤づくり

現況と課題

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることは多くの町民の願いであり、そのためには、地域のつながりや支え合いづくりが重要です。

アンケート調査によると、「障がいのある人も、障がいのない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」というノーマライゼーションの考え方について大半の町民が賛同しており、また、障がいのある人が困っていたら町中で気軽に手を差し伸べたいと考えています。また「歩道に障害物を置かない（放置自転車等）ようにする」「障がいに関わらず友達になり、共通の楽しみを持ちたい」との回答もみられました。

各小中学校では、当事者や社会福祉協議会等から話を聞く機会を設けており、子どもの頃から福祉への理解を図っています。今後も障がい福祉について学ぶ機会をつくり、次世代のまちづくりの担い手を育てていく必要があります。

また障がいのある人との交流イベントなどを通じて、相互理解を深めていくことも重要です。

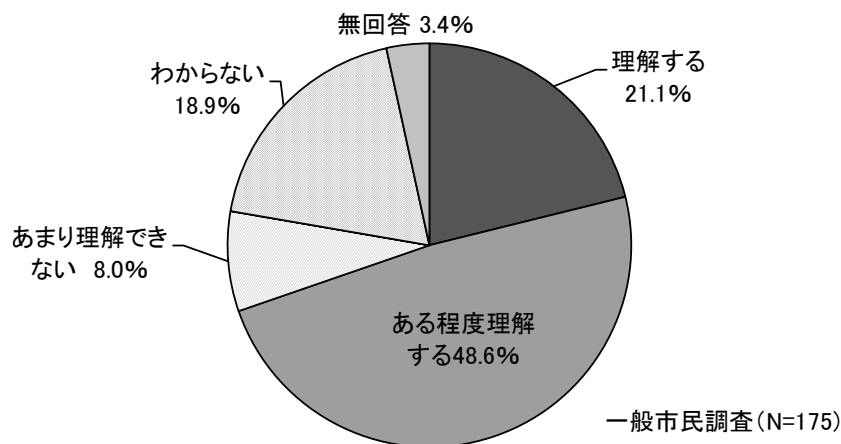
障がい者福祉をめぐる法制度が目まぐるしく変わる中、当事者が一人ひとりの状況に合ったサービスを選択し自立的に生活を設計していくためには、適切な情報を提供し、きめ細やかに対応していく必要があります。誰もが制度やサービスの内容について理解できるよう、情報の一元化と情報提供の工夫を図っていく必要があります。

行政・障がい福祉関連団体・当事者・一般町民が、それぞれが地域社会の一員として何ができるのか考え、ともに福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

【アンケートより】

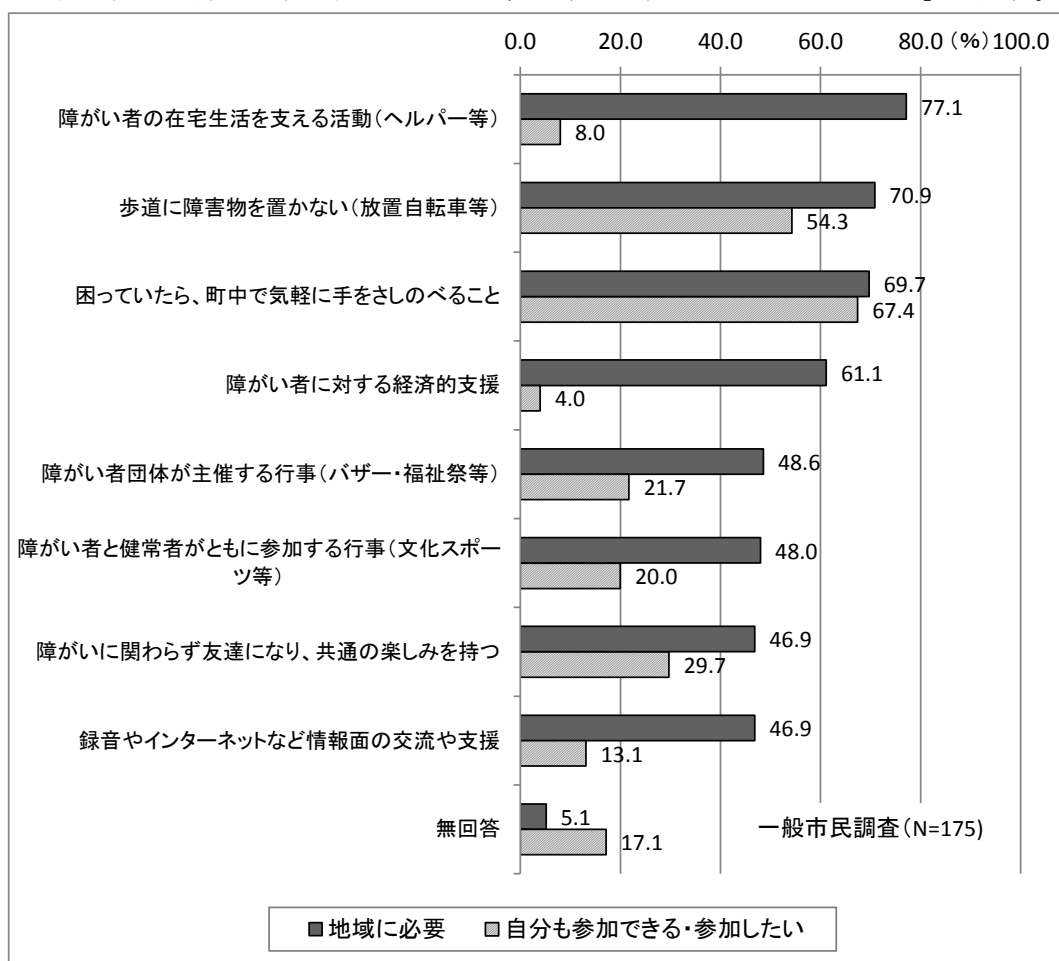
■ 「ノーマライゼーション」という言葉についてどう思うか。（一般町民）

…約7割が理解を示している。



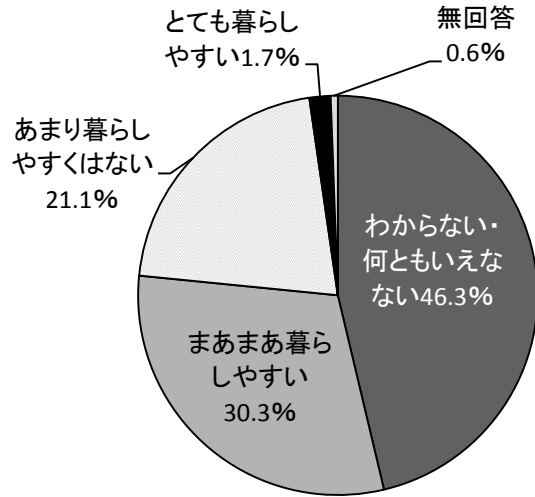
■ 「地域に必要なこと」と「自分も参加したい参加できること」（一般町民）

…約7割が「障がい者が困っていたら、町中で気軽に手をさしのべたい」と回答。



■本町は障がい者にとって暮らしやすい町だと思うか。（一般町民）

…暮らしやすいとの回答は約3割。わからない、何ともいえないが約半数。



一般町民調査(N=175)

【グループインタビューより】

- 障がいに対する偏見や無理解を感じる時がある。学校教育の中で、障がい者に対する理解を深めていくことが大事だと思う。（当事者・家族）
- 学校だけでなく、家庭の役割として親がきちんと教えて行かないとだめだと思う。（当事者・家族）
- 外見だけでは支援が必要だと分からないので、誤解されがちである。いざという時に支援が受けられるか心配である。（当事者・家族）
- 障がいのある子どもは特別支援級や特別支援学校に行くので、学校生活の中で何か一緒にやるという経験が少ない。障がい福祉について理解し、障がいのある人を支援する職場について関心をもっといただけたらと思う。（事業者）

施策の方向

障がい福祉を他人事ととらえず、行政、地域、町民、民間事業者など、それぞれが主体的に取り組み、「ともに生きるまちづくり」の基盤を整備していきます。

第2 その人らしい生活への支援

障がいがあっても、快適に、自分らしく生き生きと生活していくためには、安心して過ごすことのできる生活の場とサポートが必要です。施設やサービスの利用、リハビリテーションや住宅・道具の工夫などにより、快適な自分らしい生活設計の可能性が広がります。

本町では、誰もが極力住み慣れた地域の中で生活していけるよう、支援のための施設やサービスの充実、それらの主体的な利用システムの確立につとめています。また生活圏の広域化及び、多様な支援ニーズに対応するために、周辺自治体と連携し、広域で多様な施設・サービスを確保していけるよう努めます。

近年、障がい福祉をめぐる法律や制度が目まぐるしく変わる中で、適切な情報が当事者や家族に届いていない状況があります。一人ひとりの障がいの状況や生活環境等に合わせたサービスの選択が行われるよう、相談支援体制の整備がますます求められています。

生活の安心・安全のためには、防災・防犯対策の充実、いざという時の連絡体制などが重要です。多様な機関の連携、住民同士の温かい見守りや支え合いを軸に、障がい者の方々が住み慣れた場所で安全に生活していける地域づくりを進めます。

(1) 生活の場、日中活動の場の確保

現況と課題

本町では、障がい者の方々の多くが自宅で暮らしています。介助が必要な場合、その主力は家族が担っています。しかし、介助者の高齢化や世帯の小規模化などにより家庭内の介護力の低下もみられ、将来の暮らし方や支援体制をどうするか、少しずつ不安が高まってきた状況がみられます。

本町においても民間事業者が運営するグループホームが数か所あり、町民だけでなく近隣自治体からの入居がみられます。また民間事業者がアパートでの自立生活の支援を行っているケースもあります。たとえ障がいがあっても、人生の中で、自立した地域生活を送ったり、家庭を育んだりするなど、選択の可能性を広げることがとても重要です。

自宅での生活の場合、住宅改造等への関心やニーズが高まっています。住宅改造や補装具の導入などにより、生活能力の回復・再構築が図れる面が大いにあります。

日中の活動場所、ショートステイなどへの関心の高まりもみられます。町内には児童を対象としたショートステイ施設がなく、緊急時の対応に不安をもつ介護者が少なくありません。介護者の高齢化に伴い、これらのニーズはますます高まっていくと考えられます。また日中活動の場への移動手段の確保についても、検討していく必要があります。

生活圏の広域化にも配慮しつつ、近隣自治体との連携による施設サービスの確保を進めるとともに、身近な地域の中での施設利用体系をつくっていく必要があります。

障がいがあっても、当事者の自己決定、自己選択を尊重しながら、一人ひとりが豊かな生活を構築していけるように支援していくことを目指します。

【アンケートより】

■将来希望する暮らし方について（上位項目）

※複数回答

…いずれの障がいも「自宅で家族と暮らしたい」が1位。

	身体障がい者(60歳未満) n=75		身体障がい者(60歳以上) n=441		知的障がい者 n=76		精神障がい者 n=105	
	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)
1位	自宅で家族と暮らしたい	60.0	自宅で家族と暮らしたい	47.4	自宅で家族と暮らしたい	47.4	自宅で家族と暮らしたい	53.3
2位	一人で自立して暮らしたい	20.0	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	21.1	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	21.1	一人で自立して暮らしたい	27.6
3位	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	12.0	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	13.2	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	13.2	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	7.6
4位	グループホーム等で仲間と暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	5.3	一人で自立して暮らしたい	7.9	一人で自立して暮らしたい	7.9	施設に入所して暮らしたい、または現在の施設に入所を続けたい	6.7

■障がい福祉施策の充実のために力を入れる必要があると思うこと（上位5項目）

※複数回答

…各種サービスの充実や入所施設の充実が望まれている。

身体障がい者(60歳未満) n=75		身体障がい者(60歳以上) n=441		知的障がい者 n=76		精神障がい者 n=105	
項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)	項目	(%)
保健・医療・在宅福祉サービスの充実	45.3	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	44.4	入所施設の充実	30.3	経済的な援助の充実	41.0
働く場、機会の充実	37.3	経済的な援助の充実	18.1	働く場、機会の充実	23.7	働く場、機会の充実	36.2
経済的な援助の充実	28.0	移動手段、交通の整備	16.6	災害時の準備	22.4	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	28.6
相談・情報提供体制の充実	24.0	相談・情報提供体制の充実	16.3	保健・医療・在宅福祉サービスの充実	19.7	相談・情報提供体制の充実	26.7
障がい者向け住宅等の住まいの整備	21.3	入所施設の充実	15.9	障がい者向け住宅等の住まいの整備	19.7	障がい者向け住宅等の住まいの整備	22.9

【グループインタビューより】

- 町内に知的障がいの入所施設、デイサービス、緊急一時預かりのサービスがない。保護者が体調を崩した時の対応など、緊急時の援助があると安心である。特にきょうだい児がいると、親の負担が大きい。（当事者・家族）
- 当事者のニーズとしては、町の中に全てのサービスを揃えてほしいということだろう。隣の平塚にあるからと言われても、移動のことを考えると、使えないことが多い。町にないということは、使えないということである。（事業者）
- 町内に施設が不足している状況であれば、近隣地域と連携して、充実を図ってほしい。（当事者・家族）
- 町として、事業者積極的に働きかけて施設を整備してほしい。（当事者・家族）
- 施設サービスの整備にあたっては、遊休地や空き店舗などを活用してほしい。（当事者・家族）
- 親亡き後、子どもが地域で安心して生活できるか不安を感じる。（当事者・家族）
- 近隣の地域にあっても、送迎のことを考えると利用できないことが多い。（事業者）
- 利用者の経済的な負担が軽減するように、サービス利用料について柔軟に運用してほしい。
- グループホームや通所施設に対して家賃補助、施設の整備などの支援をお願いしたい。（事業者）
- グループホームの職員の確保も課題となっている。（事業者）
- 小さな町の中で、事業者として様々なニーズに対応していく必要がある。現場は少ない人数で色々なことをやらないといけないので負担は大きい。人材の確保も課題となっている。（事業者）

施策の方向

当事者の自己決定を尊重しながら、障がいの程度や家庭の状況等に配慮して、適切な住まいや日中の過ごし場所を選択できるよう、周辺自治体とも連携して体制づくりにつとめます。自宅や施設の中では、快適で機能性の高い環境づくりを推進し、「私らしい」暮らし方を支援します。

(2) 相談支援、サービスの充実

現況と課題

障がいの重度化や本人・家族の高齢化などにより、サービスのニーズはますます多様化しており、広範にわたっています。また障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、自分らしい自立した生活を確立していくことが求められています。

障がい者福祉をめぐる制度の変化が目まぐるしく、当事者や家族がサービスを選択していく場面において情報がわかりづらい、どこに相談してよいかわからない等の意見が聞かれます。

アンケートでも、相談機能を充実するために必要なこととして、「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設置すること」が最も多くなっています。

一人ひとりの状況に応じたサービスについて適切な情報提供を行うとともに、その方のニーズをくみ取り、総合的に展開し、切れ目のない支援を行っていくことが望まれています。

また当事者団体は、情報提供、日常的な相談、ピアカウンセリングの場として地域の中で役割を担っています。関係団体の情報についても広く周知を図っている必要があります。

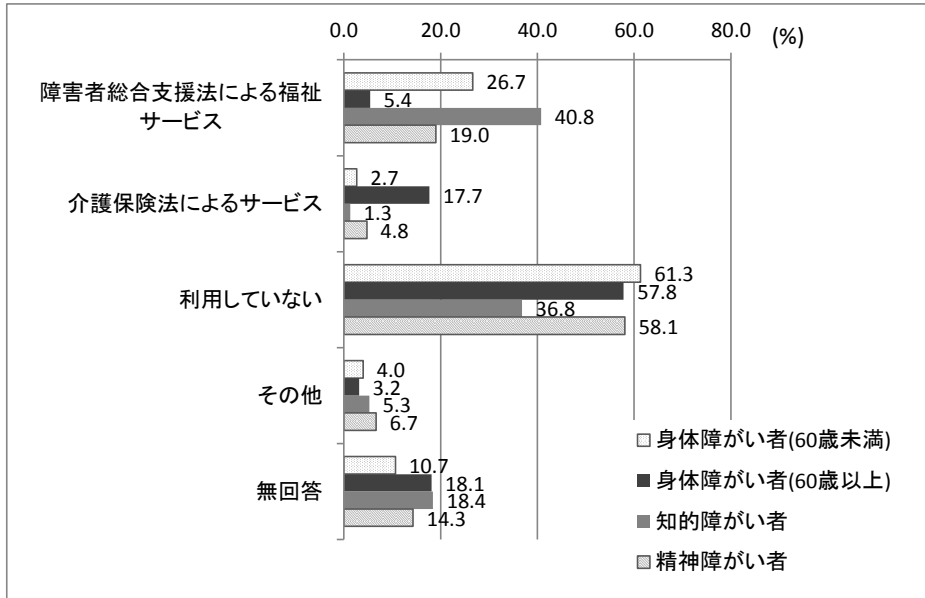
現在、障がい者のサービスについては、民間のサービス事業者が担っています。障がい児・者は、年齢層の幅が広く、生活面でのニーズや意識も多様で、サービスの提供についても一人ひとりの状況に応じた組み立てが必要です。今後ますますニーズに即したサービスを量・質ともに充実させていく必要があります。サービス提供事業者の育成支援など供給力の確保が大きな課題となっています。必要な時に必要なサービスの利用が適切に行われるよう、当事者本位のサービス選択・利用の円滑な展開を目指し、利用側も供給側も、社会の中でともに育て合う姿勢が重要といえます。

また、障がい者の地域生活のためには、公的サービスだけでなく、ボランティアによるきめ細かな支援の充実、地域の中での助け合いの促進も、一層重要となっていきます。

【アンケートより】

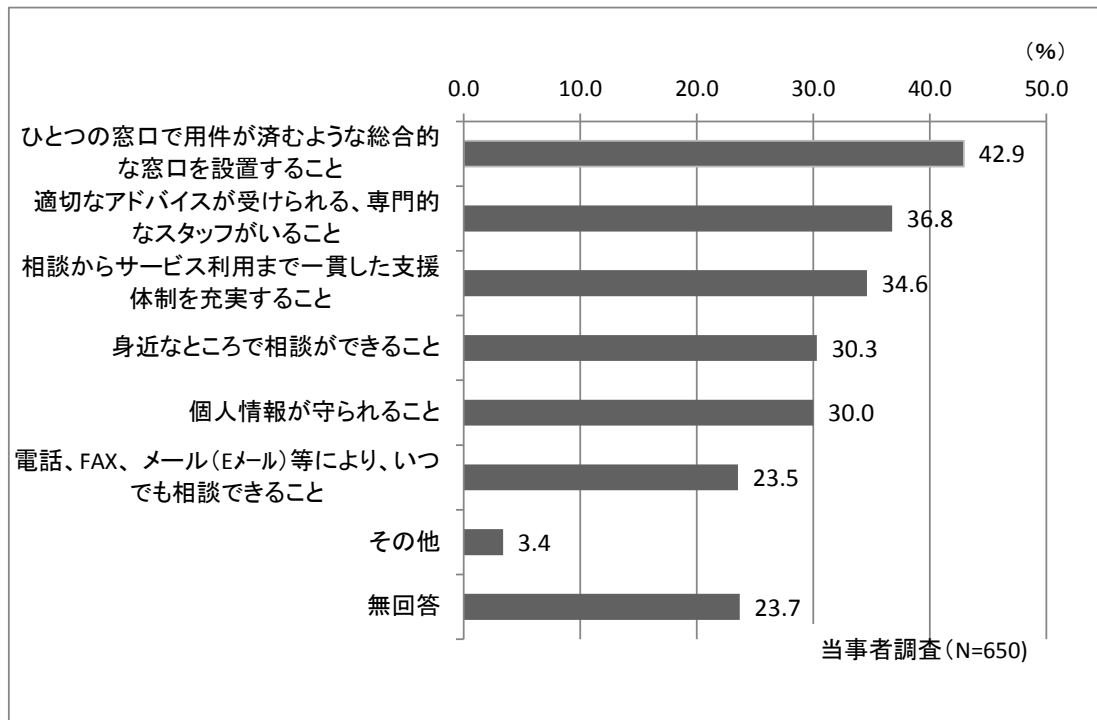
■サービスの利用状況 ※複数回答

…知的障がいを除いて、サービスを利用していない人が過半数。



■相談機能を充実するために必要なこと ※複数回答

…総合的な相談窓口、専門的な人材の配置、一貫した支援体制等が望まれている。



【グループインタビューより】

- ケアマネジャーのように、同じ担当の方が小さい時から就労につながるまで、ずっと支援して下さるとよい。小さい町ならうまくいくのではないかと思う。（当事者・家族）
- 法制度が目まぐるしく変わる中で、自ら情報収集できる人はいいいのだが、出来ない人に十分に情報が届いていない。（当事者・家族）
- 小さい町の良さとして、事業者同士のつながりがあり、顔の見える関係ができていいる。これは利用者の安心感につながっている。（事業者）
- 個人情報保護が厳格になっていて、横のつながりがなかなかできない。住んでいてご近所の助け合いは感じているが、最近は壁がどんどん高くなっていると感じる。地域の中の障がいを持っている人の情報が把握できない。（当事者・家族）
- 必要な人に情報が届かず、困っている人がなかなか当事者団体につながらない。（当事者・家族）
- 県の相談事業が町におりてきて良かったと思う。県だと相談先が遠方になり一日仕事になる。窓口が身近だと気持ちの面で違ってくる。（当事者・家族）

施策の方向

当事者と家族が、住み慣れた地域で生き生きとした自分らしい生活を維持していけるよう、多様なニーズに適切に対応するため、各種サービスの提供体制の充実を図るとともに、利用者本位のサービス選択・利用システムを構築していきます。また、利用者にとってわかりやすい相談支援体制の整備に努めます。

(3) 暮らしの安心・安全

現況と課題

東日本大震災や大規模な台風被害などにより、安心・安全なまちづくりへの関心が高まっています。

本町では、災害に強い地域づくりに力をいれており、総合防災訓練を実施しているほか、自主防災組織により、防災指導員を中心として防災活動に取り組んでいます。家庭や地域での防災活動や、地域コミュニティでの助け合いにより、減災文化を築いていくことが喫緊の課題となっています。また、安全な地域活動のために民生委員による見守り活動も行われています。

しかし、障がいのある方を対象とした災害時のマニュアルの整備、安否確認の方法や避難所の問題など、課題が残されています。

近年において社会的に、地域生活の中で、障がいのある方が事故や事件に巻き込まれてしまう状況も発生しています。また家庭の中で、病気や怪我により対応が必要な場面も発生しています。

地域の中での防災・防犯体制づくりは、障がいの有無に関わりなく、今後の大きな課題ですが、特に障がい者及び障がい児・者を含む家庭への対応など、相互扶助的な体制づくりが求められます。ここでは、当事者と家族、地域の人々の間での意識づくりとともに、緊急連絡体制の確立、避難所などでの対応力の確保など、地域の中での具体的な仕組みづくりが重要といえます。

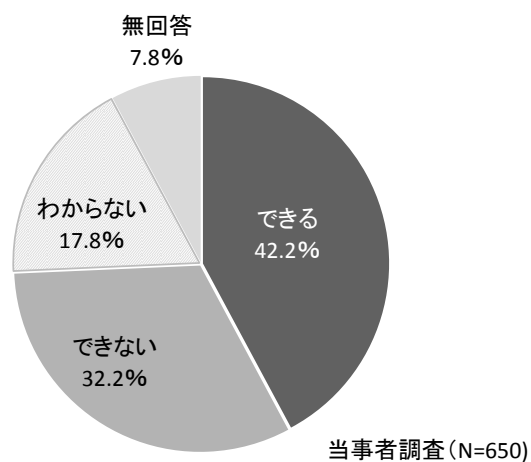
個人情報の保護に配慮しつつ、誰もが安心して生活していけるような仕組みづくりが求められます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障がい者の虐待防止、障がい者の権利擁護のための取組を進めます。また障がい者が様々な場面において適切な配慮が受けられるように努めます。

【アンケートより】

■緊急時に一人で避難できますか

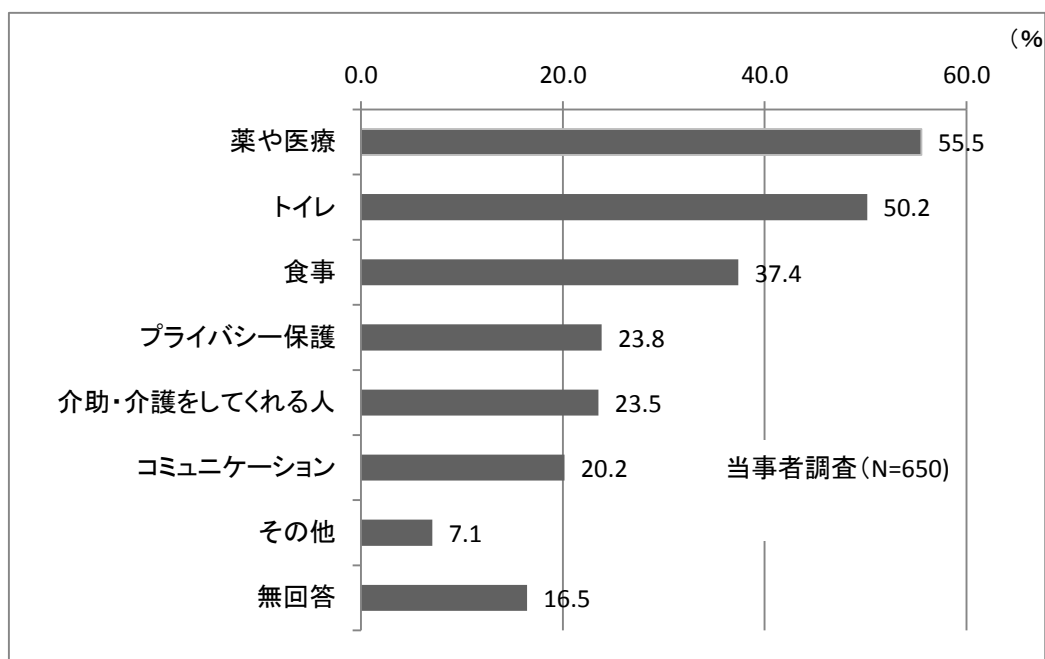
…できると回答した人は約4割。



■災害時等に避難所等で具体的に困ること

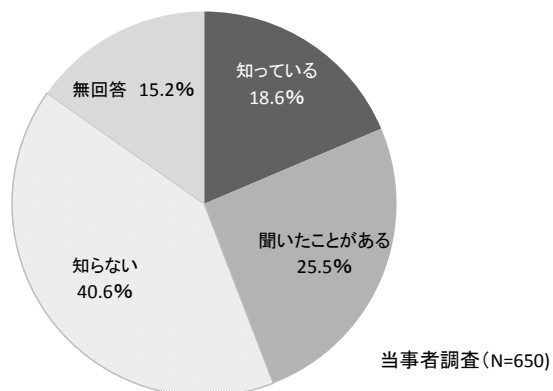
※複数回答

…過半数が「薬や医療」「トイレ」に困ると回答。



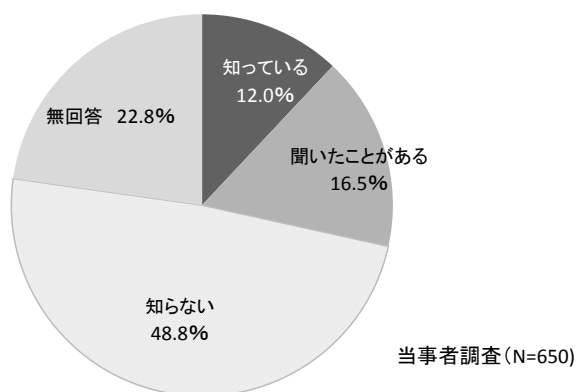
■「障害者虐待防止法」の周知

…「知らない」が4割。



■「障がい者虐待防止センター（二宮町福祉課）」に通報する義務の周知

…「知らない」が約半数。



【グループインタビューより】

- 防災対策として、グループホームで地域の防災訓練に参加したり、通所施設の利用者の防災マニュアルを作成したりしている。（事業者）
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれるケースが増えている。（事業者）
- 一人暮らしの人が自宅で転倒し怪我をして、通所施設の方に電話がかかってきたことがある。職員が家庭訪問して病院に同行した。一人暮らしの人の地域生活を支えるしくみが必要である。（事業者）
- 障がいのある人が何かサービスを利用することが大事ではないか。サービスを利用することで、事業所とつながり、定期的に連絡をとって状況を把握できる。（事業者）
- 災害時に、障害のある人に対してどのような支援や配慮が必要なのだろうか。被災地での経験もあると思うので、具体的な情報を持っているところからお聞きしたい。

施策の方向

障がいのある人が安全して暮らせるよう、関係機関の連携による緊急対応体制の確立とともに、地域の中できめ細かな防災・防犯体制を確立していけるように努めます。

第3 療育・教育の充実、就労への支援

子どもは地域社会の希望であり、町の未来を築く力です。障がいの有無に関わらず、全ての子どもを地域全体で温かく見守り、育んでいく必要があります。

保健・福祉・教育の連携により、子どもの障がいの早期発見、早期療育につなげ、一人ひとりの成長に応じた療育・教育を展開し、のびのび育つ喜びを支えます。また、障がい児を抱える家庭の心身の負荷を少しでも和らげ、家族が希望をもって子育てし、社会と関わっていけるよう支援していきます。

子どもは、地域の大人に見守られ、子ども同士、多くの個性の中で育ちます。障がいの有無に関わらず、豊かな人間関係の中で夢をつむげるよう、学校や地域の中での「ノーマライゼーション」をすすめます。

将来自立して生活し、仕事や社会参加を通じて社会に貢献できることが個人の生き甲斐になるとともに、社会の活力にもつながります。障がい者の方々が、無理なく、生き生きと働けるよう、多様な就労の場を確保するとともに、適切なサポートを提供していきます。仕事を通じて個人の可能性を伸ばし、温かい社会づくりを進めることは、将来のまちづくりの資本となります。多くの人々との関わりの中で安心して働けるよう図ります。

(1) 療育・保育・教育の充実

現況と課題

周産期医療の発達により、授かった命を大事に産み育てる可能性が広がってきていますが、その一方で、重複障がい、発達障がい等々、障がいのある子どもは増加し、多様化してきているともいわれています。

子どもの障がいの発見とその受容は、最初に家族が登らなければならない山です。そのスタートラインを円滑に、豊かに過ごすことは重要で、専門的な助言と社会的なサポートが必要です。本町では、乳幼児健診、保健師の活動などを通じて対応していますが、保健医療機関や専門家との連携により、親子を心身両面で支えるサポート体制、親子が社会の中で孤立しないような環境づくりの推進が重要です。

現在は、周辺自治体の施設を利用するなどして、療育が個々に実施されている状況にあります。町内の幼稚園・保育園・民間の保育施設には、障がい児を受け入れているところもありますが、重度の場合は受け入れが難しい状況もあります。身近な地域で療育を受けられる体制づくりが課題となっています。

学齢期への対応については、周辺自治体に養護学校があるほか、町立の小中学校に通う子どももみられます。また、放課後等デイサービスの実施により、放課後や夏休みの活動を支援しています。

学齢期においては登下校の送迎における保護者の負担、学校の施設条件の不便さなどの課題もあります。教育委員会や地域の力と連携し、個々の状況に応じた支援体制づくり、学校における対応力の強化、障がいへの理解の促進が必要です。

本町では、学校での福祉教育の推進に力を入れていますが、障がいの有無に関わらず、幼い頃から互いを尊重して分け隔てなくつきあえる心を育てるためにも、地域で育む環境づくり、学校でのノーマライゼーション教育の推進への期待は、一層高まるものと考えられます。

【アンケートより】

（自由記述回答から）

- 集団生活の入口である幼稚園の代わりとなる施設が町内になく、遠くまで行く必要がある。（当事者・家族）
- 養護学校のバス停への送迎時間が、きょうだいの登校時間より早いため、本人だけでなく親、きょうだいへの負担が大きい。（当事者・家族）

【グループインタビューより】

- 子どもの送迎等によりお母さんが仕事を続けられない。親の社会参加も支援していただきたい。（当事者・家族）
- 障がい児の相談窓口が「高齢障がい課」から「子ども育成課」になり、お母さん達が相談に行きやすくなった。教育委員会は別組織なので、相談内容についてゼロから説明しないといけない。一貫した相談支援体制を整えてほしい。（当事者・家族）
- 町内の子育てサロンを活用して、障がいの有無に関係なく相談窓口を設置してはどうか。町外の方も利用できるようにしたら良いと思う。（当事者・家族）
- 養護学校の高等部に行くと、送迎の問題が大きなハードルになっており、中には高校進学を諦めるというケースもあるようだ。（事業者）
- 児童デイなども充実してきたので、昔と比べると資源は増えてきた。デイサービスは事業者が送迎してくれる。（事業者）

施策の方向

障がいの早期発見と適切な対応に努めるとともに、家族や本人が障がいを受容していく過程を大事にします。

専門的な機関や人材との連携により、個々に応じたきめ細かな療育・教育を展開し、地域の中に豊かな社会関係を育む中で、本人や家族の健やかな日々を支え、また、ともに育つ多くの子どもたちのノーマライゼーションの意識を育てていきます。

(2) 就労への支援

現況と課題

就労は、社会的な自立の基礎として国レベルでも認識が高まっています。一般企業への障がい者雇用の促進とともに、障がいの特性に応じた支援策が進められています。

本町においては就労継続支援B型、就労移行支援、ともしびショップ等の施設があり、障がいの状況等に応じた支援を行っています。

アンケートでは、現在働いていないが今後働きたいと考えている障がい者の方がいることがわかりました。働く意欲のある人が、その適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう支援していくことが必要です。

障がい者の方々の就労には、心身の健康面への配慮、安全の確保など、様々な支援が求められます。医療・福祉関係機関、地元の産業関係団体や事業者、地域住民が力を発揮し、温かいつながりのなかで、個々の状況に応じた就労の場の確保、支援体制づくりが重要です。また、地域の中に様々な就労機会を創出していくことも望まれています。

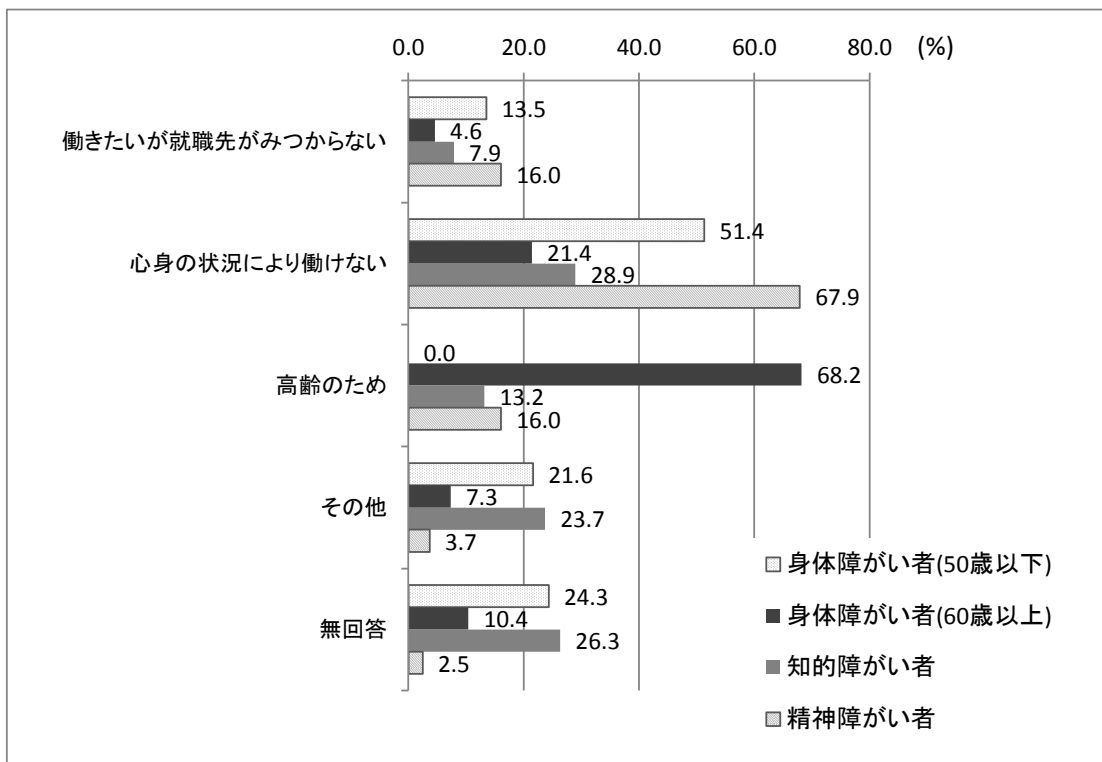
一般就労においては、事業主等の一層の理解を促進し、雇用拡大を図っていくことが必要です。一般企業や事業所との連携により、一般就労する障がい者の方々のための一層快適な環境づくり、障がいの有無や就業形態の違いを超え、全ての働く人が心身の健康を保ちながら働けるような環境づくりや相談支援体制の充実を図ることが重要です。

【アンケートより】

■現在就労していない人の就労意向

※複数回答

…「働きたいが就職先が見つからない」の回答もみられる。



【グループインタビューより】

- 精神障がいの事業所では、利用者が入院すると長期化することが多い。また利用者が毎日来ることが難しいため、経営が安定しない。（事業者）
- 障がいのある方を支援する人材が不足している。（事業者）
- いまだに「障がいのある人は採用しない」という企業の人は多い。（事業者）
- 経営者は福祉に対して理解していたが、現場の上司からパワハラを受けて6か月で仕事を辞めてしまった。（事業者）

施策の方向

一人ひとりが暮らしの可能性を拓き、生きがいを持って社会参加できるよう、個々の適正や状況に応じた就労機会の獲得に努めます。福祉的就労の場を拡充するとともに、民間の事業所との連携を図りつつ、能力や希望を活かす職場や仕事の開拓に努めます。また、一般企業で働く多くの町民の心身の健康を守るため、企業社会や地域社会の中で、快適な環境づくりや相談の受け皿づくりをすすめます。

第4 社会参加への支援

文化・スポーツ・レクリエーション活動、地域社会への参加は、人生を豊かにする大事な要素です。障がいの有無に関わらず、多様な活動に自由に参加できる社会こそ、真に豊かな社会ということもできます。障がいがあっても、ちょっとした工夫や支援、周囲の配慮で、様々な文化・スポーツ活動やレクリエーションを楽しみ、普通に地域社会に参加することが可能になります。

二宮町では、障がい者の方々の様々な活動を確保し、ともに楽しむまちづくりをすすめます。文化・スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習、地域活動への参加の促進とともに、日々の移動やコミュニケーションが円滑に行なえるよう、「福祉のまちづくり」の推進や、様々な支援体制づくりをすすめて、誰にも快適で温かいまちづくりを目指します。

(1) 文化・スポーツ活動等への支援

現況と課題

パラリンピックへの参加、日本選手の活躍など、障がい者スポーツへの関心が高まっています。また、障がい者の芸術・文化活動への振興も図られています。

障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に、様々な活動に参加できることが重要です。

県では、文化・スポーツ活動への参加促進、施設のバリアフリー化等を積極的に進めています。本町でも、「町民センター」や「ラディアン」の利用促進、「ふれあい福祉大会」の開催や各種行事への支援、障がい者スポーツの振興などを展開しています。

アンケートによると、活動に参加していない理由として、「活動の内容（関心の持てるものがない）」のほか、「交通手段や移動」、「活動場所の身近さ」、「情報不足」などが挙げられました。今後は「趣味やサークル等の活動」、「スポーツやレクリエーション活動」などの活動に参加したいとの回答があり、障がいのある人も参加しやすい環境の整備が求められます。

一人ひとりの障がいの状況や意向を尊重した支援が一層求められるとともに、多様な活動機会の確保、いつでも自由に参加できるような環境づくりがますます重要になってきています。

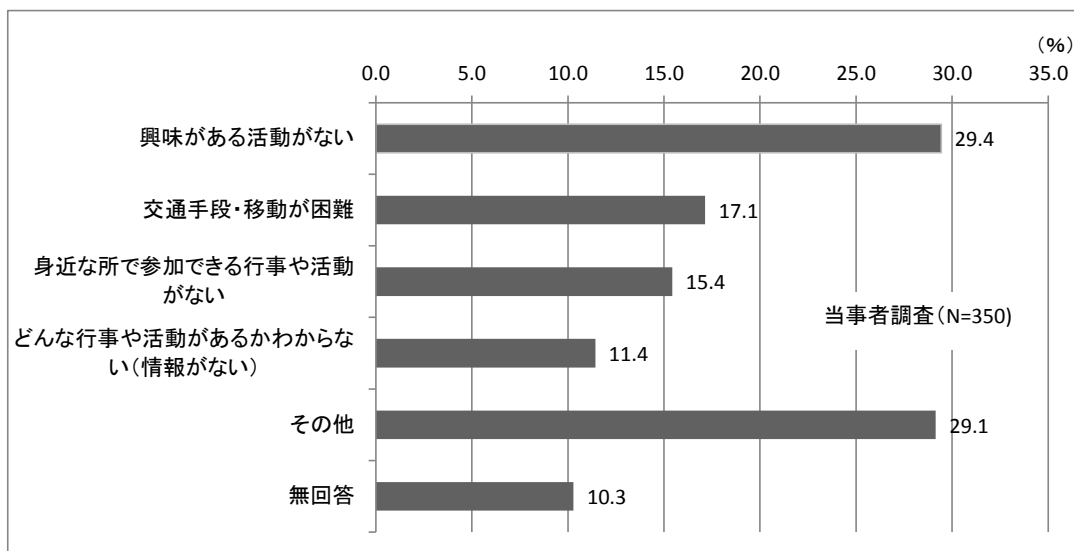
町では、町民による様々な活動が活発化しています。それらの動きとむすびつけ、相互に心豊かな活動展開を目指していくということも重要です。

【アンケートより】

■地域での行事や活動に参加しない理由

※複数回答（現在活動に参加していない人を対象にした設問）

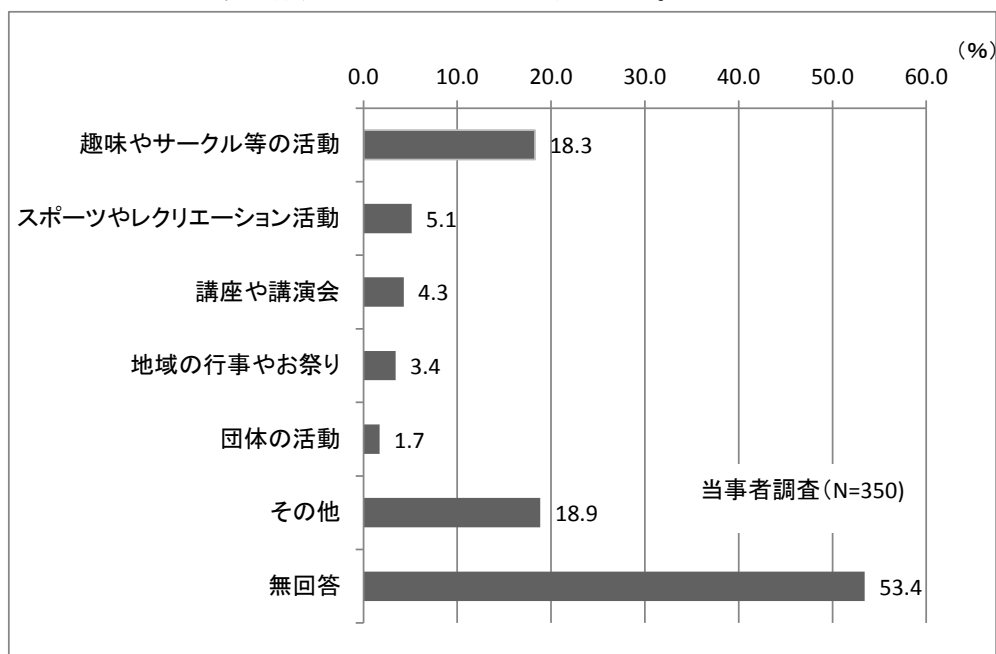
…交通手段や移動に課題を抱えている人もみられる。



■今後の活動への参加意向

※複数回答（現在活動に参加していない人を対象にした設問）

…趣味やサークル等の活動への参加ニーズがみられる。



【グループインタビューより】

- 団体の活動で町外に行く時、福祉バスを利用しているが、利用制限が厳しくなり、経済的な負担も大きく、活動に制限を受けてしまっている。障がい者が社会参加しやすい環境をつくっていただきたいと思う。(当事者・家族)
- 障がいがあっても社会参加しやすい環境をつくってほしい。(当事者・家族)

施策の方向

障がい者が快適に安心して参加できる文化・スポーツ・レクリエーション活動を振興し、心豊かな生活の実現を図ります。また、障がいの有無に関わりなく参加できる機会づくりを通じ、温かいつながりに満ちたまちづくりを目指します。

(2) 移動・情報・意思疎通・まちづくりへの支援

現況と課題

アンケートでは、多くの町民が、「ノーマライゼーション」（誰もが普通に参加できる状態）の考え方に賛意を示し、障がい者の方々も地域の中で自由に、様々な活動に参加できることを希望しています。高齢者や子どもを含むすべての人にやさしいまちづくりの実現には、様々な生活技術を有する障がい者の方々が地域社会の一員として自然に参加し、場合によっては貢献する場面があってもよいはずで、多様な人々が暮らすことを喜べるまちづくりが、今後は一層求められます。

障がい者の方々が自然に自由に活動できるまちをつくるには、「福祉のまちづくり」の推進とともに、活動を支える交通や情報通信手段の確保、適切な支援が必要です。駅や公共施設のバリアフリー化が進みつつありますが、それらの一層の推進が極めて重要です。生活圏の広域化に対応した活動支援の仕組みづくりも重要です。

情報の提供については、障がいの特性に配慮した意思疎通の手段について選択の機会が確保されることが必要です。

本町においては、視覚障がい者等のガイドヘルパー、音声や、点字・拡大文字等の通訳など、様々な活動が展開されていますが、活動を担っている人材の高齢化、今後の担い手不足も課題となっています。

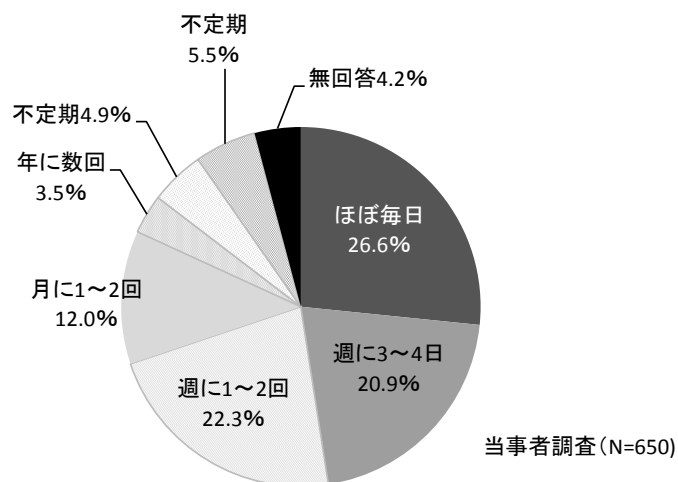
今後、障がいのある人もない人も、自然に交流・参加する地域社会づくりが一層重要となります。そのためには、人々の意識の醸成と、具体的な助け合いの知識や技術を少しでも持っていくことが求められます。

二宮町では、「町民センター」、「保健センター」のほか、生涯学習施設「ラディアン」等がありますが、老朽化により町全体でとらえた施設の再編が必要です。これらの施設を、誰もが使いやすい施設に生まれ変わらせた上で、様々な人々が参加・交流する拠点として積極的に位置づけ、「ノーマライゼーション」、「ともに生きるまち」づくりを進めていくことが有効と考えられます。

【アンケートより】

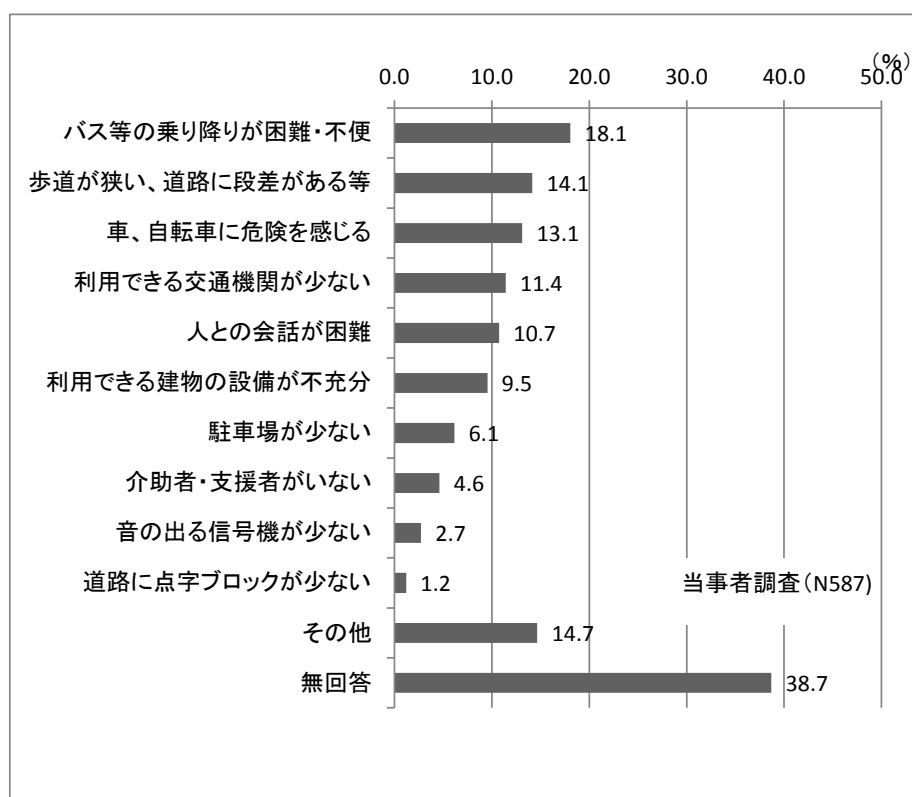
■外出の頻度

…4分の1がほぼ毎日、2割が週に3～4日外出している。



■外出する際に困ること

…バス等の乗降や道路の段差等、移動の際に課題を抱えている人が多い。



【グループインタビューより】

- 当事者団体で活動する時に、参加者の移動に対する支援をしてほしい。(当事者・家族)
- ガイドヘルパーや手話通訳者は登録が少ないため、人材の確保・育成が課題となっている。(当事者・家族)
- パソコンがあることで、音声でネット検索ができようになり、とても助かっている。色々な情報をネットから得られるようになった。(当事者・家族)
- 自分一人で外出はできるが、歩いていて後ろから来る自転車を避けられないことがよくある。聴覚障がいのため、外見だけでは障がいのことがわからない。車のクラクションが聞こえないので、安全に不安がある。(当事者・家族)

施策の方向

障がい者の方々も自然にまちに出て、豊かな参加・交流が展開する「ともに生きるまち」を実現していくため、移動、情報、まちづくりなど様々な面で基盤整備を進めます。

第3章 障がい福祉計画

第4章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

1) 関係機関・団体との連携

- ・ 障がい者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

2) 障害保健福祉圏域における連携

- ・ 必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣自治体との連携を図り施策の推進に努めます。

2. 計画の進行管理及び評価

- ・ この計画に掲げた施策の進行管理は、「二宮町・大磯町障害者自立支援協議会」で行います。また必要に応じて障がい者団体、民間事業者、その他関係機関等より意見聴取する場を設け、庁内において施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。
- ・ 障がい福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成29年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。
- ・ また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。